

長野市移住者起業支援金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、本市への移住の促進及び地域の活力の創出を図るため、移住者の起業に要する費用に対し、予算の範囲内で支援金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 県外から転入し、かつ、市内に居住し、又は居住する予定のある個人をいう。ただし、規則第3条の規定による交付申請（以下「交付申請」という。）の日前に本市に居住したことがある者にあつては、起業のために市内に移住する日前までに3年以上の期間にわたって県外に居住している場合に限る
- (2) 起業 移住者であつて、市内で新たに個人で開業し、又は会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合若しくは特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「会社等」という。）の設立を行い、その代表となるものが新しく事業を起こすことをいう。ただし、個人で開業する場合にあつては、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出書を提出する場合に限る。
- (3) サポート機関 本市と地域活力の創出に向けたアドバイスパートナー協定を締結した金融機関並びに市内に存する商工会議所及び商工会をいう。

(交付対象者)

第3 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) おおむね3年以上定住する意志を持つ移住者で、次に掲げる要件の全てを満たすもの（次号に掲げる者を除く。）
 - ア 次のいずれかに該当する者であること。
 - (イ) 市に移住をして起業をする者
 - (イ) 市内に移住をした後1年6箇月以内の者で、これから起業をするもの
 - (ウ) 市内に移住をした後1年6箇月以内の者で、第6に規定する認定の申請（以下「認定申請」という。）の時点で起業をした後6月以内のもの
 - イ 支援金の認定申請の日（認定申請の日において市内に移住している者にあつては、移住の日）前に、市に対して移住に係る相談（以下「移住相談」という。）を行っていること。
 - ウ 支援金の認定申請の日において50歳未満であること。
 - エ 市内に事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下「事務所等」という。）を設置しようとしている者で、会社等の設立登記、所得税法第229条の規定による届出等による事業拠点の設置及び実質的な事業開始を規則第4条の

規定による支援金の交付決定（以下「交付決定」という。）のあった日の属する年度の2月末日までに完了するものであること。

オ 現に市内に住所を有し、又は規則第9条の規定により実績報告書を提出する日前までに市内に住所を有する見込みであること。

カ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第6条第1項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）でないこと。

キ 市区町村民税等の未納がないこと。

(2) 設立の日から6月を経過していない会社等であって、その代表である者（以下「代表者」という。）が次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア おおむね3年以上定住する意志を持ち、かつ、認定申請の日において市内に移住した日から1年6箇月を経過していないこと。

イ 市内に住所を有しない代表者にあつては、規則第9条の規定により実績報告書を提出する日前までに市内に住所を有する見込みであること。

ウ 前号イ、ウ、カ及びキに掲げる要件を満たすこと。

2 前項の規定にかかわらず、認定申請の日までの間に、長野市就業・創業移住支援金交付要綱（平成31年長野市告示第176号）の規定による就業・創業移住支援金の交付の申請を行っている者は、交付対象者とししない。

（対象事業）

第4 支援金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす事業とする。

(1) 起業に係る事業の実現性が高く、3年以上取り組むことを前提とする内容であること。

(2) サポート機関の指導を受けた事業計画であること。

(3) 起業に係る事業に関し経営理念を有し、他の起業の模範となるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、交付対象事業とししない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和38年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業を行う事業

(2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第63条第1号（農業にあつては、畜産業を含む。）、第2号（林業を除く。）及び第3号に規定する事業

(3) 事業の実施に関し、法律等による許可等を要し、支援金の交付を受けようとする年度の2月末日までに起業をすることの見込みがない事業

(4) その他市長が支援金の対象として適切でないとする事業

（対象経費及び交付率等）

第5 支援金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び交付率は、別表のとおりとする。この場合において、算定した支援金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、対象経費のうち、交付決定が行われる前に支出された経費又は国、県、市等から起業に関する他の補助金等の交付を受ける場合において当該補助金等の算定対象となる経費があるときは、これらの経費については、支援金の対象経費に算入しないものとする。

(認定の申請)

第6 支援金の交付を受けようとする者は、支援金の交付を受けようとする事業（以下「提案事業」という。）について、あらかじめ、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、長野市移住者起業支援金認定申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前項に規定する申請書等の提出期限は、市長が別に定める。

(長野市移住者起業支援金検討委員会)

第7 第6第1項の規定による提案事業の認定について関係者の意見を反映させるため、長野市移住者起業支援金検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

2 検討委員会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、提案事業の内容に応じ、市職員のうちから市長が任命する。

(任期)

第8 検討委員会の委員の任期は、第6第2項に規定する申請書等の提出があった日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長の職務等)

第9 検討委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第10 市長は、第6第2項に規定する申請書等の提出があったときは、検討委員会を招集するものとする。

2 検討委員会は、委員長が会議の議長となる。

3 検討委員会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(報告)

第11 委員長は、検討委員会での意見の内容を市長に報告するものとする。

(庶務)

第12 検討委員会の庶務は、企画政策部移住推進課が行う。

(認定の決定)

第13 市長は、第11に規定する意見の内容の報告があったときは、第6第2項に規定する申請書等の内容を審査し、及び交付対象者が市税を滞納していないことを確認し、提案事業について、認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により認定の可否を決定したときは、その旨を第6第2項に

規定する申請書等を提出した者に通知するものとする。

(認定の変更等)

第14 第13第1項の規定による認定（以下「認定」という。）を受けた者（以下「認定者」という。）は、当該認定の内容の変更をし、又は当該認定の中止若しくは廃止をしようとするとき（第17第2項に規定する場合を除く。）は、市長が別に定めるところにより、速やかに市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、認定者が偽りその他不正な手段により認定を受けた場合、認定者が第15第3項に規定する提出期限までに同第15第1項及び第2項に規定する申請書等を提出しない場合その他市長が適当でないと認める場合は、認定を取り消すことがある。

(支援金の交付申請等)

第15 規則第3条に規定する申請書は、長野市移住者起業支援金交付申請書（様式第2号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) サポート機関意見書（様式第3号）

(2) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、市長が別に定める。

(支援金の交付の条件)

第16 この支援金の交付決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 次のいずれかに該当する場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

ア 交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとする場合（補助事業の達成に支障を来すことなく、かつ、補助事業の効率の低下をもたらさない計画の細部の変更を除く。）

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

ウ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合

(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その利用に当たっては、支援金の交付の目的に従って効率的な運用を図らなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長が別に定める間は、市長の承認を受けずに、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(4) 市長は、交付決定を受けた者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(5) 支援金について経理を明らかにする帳簿を作成し、領収書等関係書類を備え、補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。

(補助事業の内容の変更等)

第17 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各

号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市移住者起業支援金事業変更承認申請書（様式第4号）

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市移住者起業支援金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）

2 前項の申請について、市長が補助事業の変更又は中止若しくは廃止の承認をした場合には、認定もこれに伴い変更がされ、又は中止若しくは廃止がされるものとする。

（実績報告）

第18 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市移住者起業支援金事業実績報告書（様式第6号）によるものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して15日を経過した日又は支援金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

（支援金の交付請求書）

第19 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市移住者起業支援金交付請求書（様式第7号）によるものとする。

（支援金の返還）

第20 規則第13条に定めるもののほか、市長は、次のいずれかに該当するときは、その交付の決定を取り消し、支援金の交付を受けた者に対し、支援金の全部又は一部の返還を求めることがある。

(1) 補助事業の完了した日（以下「完了日」という。）から3年を経過する日までに、補助事業に係る事務所等を市外へ移転するとき。

(2) 完了日から3年を経過する日までに、交付決定を受けた者（会社等にあつては、その代表者）が市外へ転出するとき。

（様式）

第21 この要綱に定める文書の様式については、市長が別に定める。

（補則）

第22 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成28年10月3日告示第585号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（施行前に行われた移住相談に関する取扱い）

2 この要綱の施行前に市に対して行われた移住に係る相談は、この要綱の規定により市に対して行われた移住相談とみなす。

（令和6年度の移住期間に係る特例）

3 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間におけるこの支援金の交付の申請に係る第3第1項の規定の適用については、同項第1号ア中「1年6箇月以内」とあるのは「2年以内」と、同項第2号ア中「1年6箇月」とあるのは「2年」と

する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5関係）

対象経費	内容	交付率
事業拠点整備費	施設整備、備品購入、賃借等に要する費用（家賃を除く。）	10分の10以内。ただし、100万円を限度とする。
人材育成費	専門家の招へいに係る謝金及び旅費、従業員研修委託費等に要する費用	
広告宣伝費	ホームページの作成、各種メディア媒体を通じた広告宣伝等に要する費用	
各種届出費	事業又は営業上必要な許可等の取得、届出等に要する費用	
その他市長が必要と認める経費	その他市長が必要と認めるものに要する費用	

備考 対象経費には、不動産取得費、電話代その他の通信費、光熱水費、移住者及びその親族（親族と同等であると市長が認める者を含む。）の移住及び住居に要する費用並びに消費税及び地方消費税として支出する費用を含まないものとする。